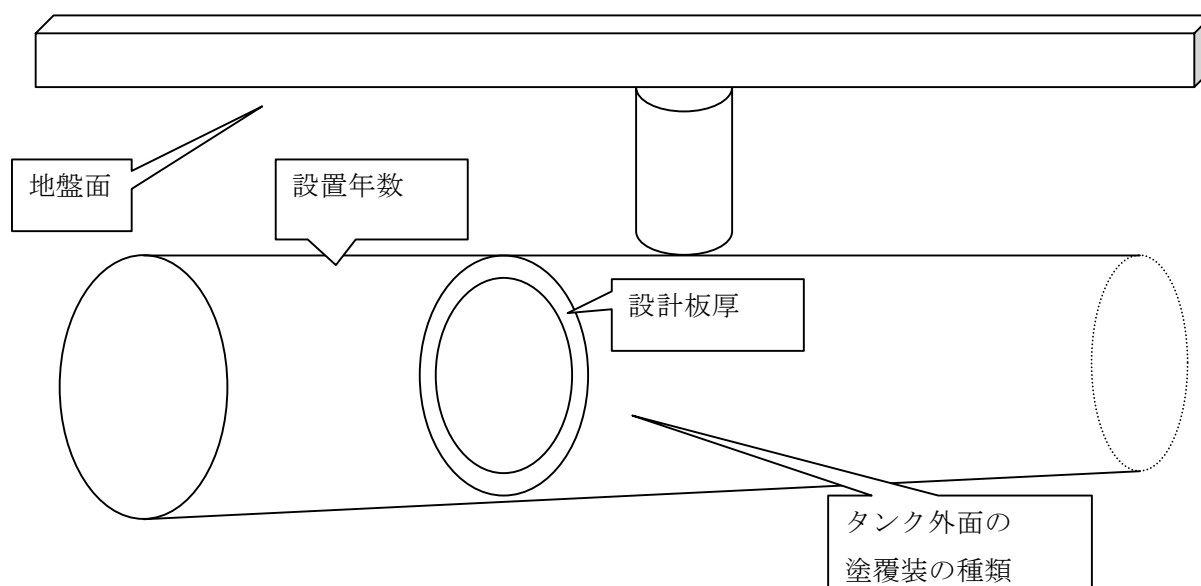


危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方へ

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年総務省令第71号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正（平成22年総務省令告示第246号）がそれぞれ公布され、平成23年2月1日から施行されます。

今回の改正は、地下貯蔵タンクからの危険物の流出を防止するための措置を講じるよう義務化されたもので、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件に該当するものを「腐食のおそれが特に高いもの」と「腐食のおそれが高いもの」に区分し、その区分に応じて、タンク内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずることを主な内容とするものです。

【地盤面下に直接タンクが埋設されている鋼製一重殻タンクの例】



施行期日 : 平成23年2月1日

経過措置 : 平成25年1月31日まで適用の猶予措置がとられています。

① 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク

設置後の経過年数	タンク外面の塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	アスファルト	すべての設計板厚
	モルタル	8.0mm 未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm 未満
	強化プラスチック	4.5mm 未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm 未満

内面ライニング又は、電気防食のいずれかの対策を講じることが必要となります。

② 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

設置後の経過年数	タンク外面の塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	モルタル	8.0mm 以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm 以上
	強化プラスチック	4.5mm 以上 12.0mm 未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm 以上
	モルタル	6.0mm 未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm 未満
	強化プラスチック	4.5mm 未満
30年以上40年未満	アスファルト	6.0mm 未満
	モルタル	4.5mm 未満
20年以上30年未満	アスファルト	4.5mm 未満

内面ライニング若しくは電気防食又は危険物の微少な漏れを常時検知するための措置のいずれかの対策を講じることが必要となります。

地下貯蔵タンクの仕様及び設置年数に応じて腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の判定を行うことから、改正省令及び改正告示が施行された後も、地下貯蔵タンクの措置年数の経過に伴い、ある時点から腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の要件に該当することとなる場合があります、その時点で内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講じる義務が生じます。したがって、危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方は、当該タンクの仕様、設置年数、使用予定年数等を踏まえ、この点も念頭においた適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、内面ライニングを施工する際に、タンクの状態を調べますが、その結果、タンクの腐食が著しく進んでいる場合等、消防法令の基準に適合しない場合は、内面ライニングが施行できないだけでなく、タンクの使用もできなくなります。

(問い合わせ先)

粕屋北部消防本部

予防課予防係

092-944-0021